第四十八条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項又は平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十九条第一項の資料の提供等の求めに関する事務

第四十八条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二　法別表第一の六十六の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

第五十条第一項に次の一号を加える。

十四　介護保険法第二百三条第一項の資料の提供等の求めに関する事務

第五十二条の四の次に次の一条を加える。

第五十二条の五　法別表第一の七十四の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

第五十八条の次に次のように改める。

第五十八条　削除

第五十九条に次の一号を加える。

五　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第二十九条の資料の提供等の求めに関する事務

第六十条第一号を次のように改める。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第十二条の資料の提供等の求めに関する事務

第六十条第三号及び第四号を削り、同条第二号中「変更」の下に「、同法第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更又は同法第五十六条第二項の支給認定の変更」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十条第一項の支給決定、同法第五十一条の六第一項の地域相談支援給付決定若しくは同法第五十三条の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務

第六十条中第五号を第八号とし、同号の前に次の三号を加える。

五　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十五条第一項の支給決定の取消し、同法第五十一条の十第一項の地域相談支援給付決定の取消し又は同法第五十七条第一項の支給認定の取消しに関する事務

六　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十五条、第二十六条の七若しくは第三十二条の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

七　前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する事務

第六十七条を次のように改める。

第六十七条　法別表第一の九十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第十一条の就職支援計画の作成又は同法第十二条の就職支援措置を受けることの指示に関する事務

第六十八条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「（平成二十四年法律第六十五号）」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十六条の資料の提供等の求めに関する事務

第六十八条に次の一号を加える。

七　子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務

第七十一条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務

附則に次の一項を加える。

（日本年金機構に係る経過措置）

3　日本年金機構は、この命令の規定にかかわらず、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの法附則第三条の二の政令で定める日までの間においては、個人番号を利用してこの命令に規定する事務の処理を行うことができない。

附　則

この命令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　馳　　浩

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第一項中「別紙様式第十六号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二　再交付の申請を行う理由

三　その他必要な事項

第百条の三第二項第一号中「、区長」の下に「又は総合区長」を加える。

第百二十八条第三項中「同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。」を削る。

別紙様式目次中「別紙様式第16号　組合員証再交付申請書」を「別紙様式第16号　削除」に改める。

別紙様式第十六号を削る。